

第3回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 議事要旨

○議事1 ガイドラインの改訂について資料説明。

- ・制度の趣旨と記載のバランスを取る必要があるが、実際の現場で省力化が図れるような、実務上の工夫を盛り込んでほしい。また、実際にコストや時間がどれくらいかかるかといった相場観がわからないため、そうした情報も今後充実させれば使い勝手がよくなると思うので、今回の改訂で盛り込める範囲で検討してほしい。
- ・農地の利用に関しては、農地法改正の中で農地中間管理事業を使うことによって都道府県知事の裁定で持ち主が確知できない場合も活用できるようになったので、ガイドラインに掲載されることでこうした取組が進められればよいと思う。
- ・財産管理人名簿を家庭裁判所に提出している各司法書士会について、今回の改訂で書き加えられているが、名簿を提出していない司法書士会でも財産管理人の候補者の紹介・推薦は可能な旨も書き加えてほしい。
- ・遺産分割の手続きにおいて、実務上それほど紛争性がなければ、調停に代わる審判という制度の活用がありうることや、換価売却が原則ではあるが実務では任意売却が多いといった類いの事例が非常に多くあることを記載するかどうかも検討してほしい。

○議事2 最終とりまとめのフォローアップについて資料説明。

- ・5年を過ぎた附票・除票は廃棄することになっていると言っていた自治体に対し、各士業と協力して自治体に保存期間の延長を要望した意見書を提出したところ、旧システム内のデータは将来復元できる状態で保存し、現行システム内のデータは5年を経過したものでも交付する旨の文書を得られたケースがあった。
- ・除票の保存に関する好事例が全国で他にないか調べるとともに、市町村の自治事務であることを踏まえて、市町村との間に無用な軋轢を生じさせずに、関係する府省の理解も得ながら、除票の活用について検討していく必要がある。
- ・法定相続情報証明制度の創設及び運用を通じた効果的な相続登記の促進について、ガイドラインへの掲載を検討してほしい。
- ・最終とりまとめのなかで、基礎自治体に対してアンケートなどで現状の調査をしているが、この所有者の所在の把握が難しい土地というのが非常に増大していく中で、事業コストがどれくらい膨大になっているのかといった、コストパフォーマンスの問題などが数値的に表されると、イニシアチブが大きくなるのではないかと。

○議事3 その他。

- ・広報活動に関して、分野・地域を超えて幅広く研修などを通して自治体関係職員に周知するにしても、参加者の興味の度合い・メニューがそれぞれ異なるので、各士業で協力し

ながらそれぞれで工夫をして、PR していくことが必要。

- ・最終的に収用裁決や不明裁決で解決に至る前に、個人間の任意契約で対処できる部分もあるのではないかという問題意識があるが、財源の問題や土地の利活用の仕方が違うことなどが悩みどころだと思う。ガイドラインで各種の交付金制度等を紹介しているが、もっと効率よく個別制度を回していくためにも、今後の意見交換、経験の交流等が必要だと思う。

以上